

令和2年6月1日

障害福祉サービス事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う
放課後等デイサービス事業所の対応について（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
ございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策
を実施いただいているかと思いますが、見出しの件については以下のとおりと
しますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 休業日単価の適用について

安城市立の小中学校については、令和2年5月27日（水）から一斉登校
となり、学校が再開しましたが、地域の特別支援学校等においては、分散登
校が続く、学校再開時期が異なることから、令和2年5月28日付け厚生労
働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「緊急事態措置を実施
すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応につい
て（その2）」に基づき、令和2年6月末日まで、学校休業日単価の適用を
可能とします。

なお、上記について休業日単価を適用する場合は、利用者負担額にも影響
することから、特に、先に再開している学校に在籍している児童の保護者等
には事前に説明し、理解をいただくよう配慮してください。

2 代替的なサービスについて

令和2年4月27日付け「新型コロナウイルス感染症対策のための放課
後等デイサービス事業所等の代替的なサービスの提供に対する本市の考え
方について（通知）」に示したとおりです。原則としてその取扱いの終期に
ついては、その児童の在籍する特別支援学校等が一斉登校を開始し、再開す
るまでとしますが、児童の在籍する学校が5月中に再開した場合は、5月3
1日まで認めます。ただし、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患
等がある児童生徒等については、別途協議の上、継続を認める場合がありま
すので、ご相談ください。

3 その他

国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる可能性があります。

問い合わせ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係
電 話 0566-71-2259 (直通)
F A X 0566-74-6789
E メール shofuku@city.anjo.lg.jp